



福島企業の電気代削減を応援します！

省エネ

再エネ

補助金

優遇税制

小林ニューズレター

自社で導入するならどっちがいいの？ 優遇税制vs補助金

メリットはほぼ同じですが、優遇税制の方が手間も少なく期間も長くなっています。

省エネ機器の導入を検討されている方の中には「できれば補助金などを使って、費用を少なく抑えたい・・・」とお考えの方も多いのではないのでしょうか。少し調べてみると地域からも補助金が出ているケースもあり、「毛局どれをどうにゆうしたらいいのかわからない」という声もよく耳にします。そこで今回は、頻繁に利用されている「補助金」と中小企業経営強化税制などの「優遇税制」を比較してみましょう。下の表をご覧ください。

補助金		優遇税制
対象費用の1/3	補助額・節税額	導入費用の34% (※各地方・所得額により変動アリ)
1ヶ月間 5月25日～6月26日	公募期間	2年間 2017年4月1日～2019年3月31日
膨大な申請書類が必要	申請用紙	「経営強化計画」2枚 工業会証明書 機器ごとに1枚
3社見積り	相見積り	1社のみでOK
省エネの費用対効果などを総合的に評価	採択方法	計画の妥当性のチェック
40%程度	採択率	不明 (※計画書の内容による)
補助対象額の7%～10%	作成代行 フィー	5万円～20万円 (※商工会、地銀・信金などによる無料の作成支援もある)

最初に気になるのは「補助額」、いわば導入によるメリット分ですよね。これは補助金、優遇税制ともにおおよそ費用の1/3と同額になっています。一方で大きく異なるのが「採択までの道のり」です。補助金では申請に膨大な申請書類をかかなくてはならず、相見積りも3社必須です。書類は厳正な審査をされるので、通るかどうかも不透明です。しかし優遇税制の場合は指定の計画書2枚と、機器ごとの証明書1枚で大丈夫なのです。優遇税制のほうが、手間暇をかけずにメリットを受けられることがお分かり頂けたかと思います。



株式会社小林
三和石油ガス株式会社
コボックス株式会社

〒960-1454 福島県伊達郡川俣町字八反田24

TEL:0120-65-3341 FAX:024-565-3343

メール:koba@k-koba.net

福島 小林

検索

〈担当〉佐藤・鈴木



ご相談

現場調査

お見積り

もちろん無料！

決算月の3か月前までに決断がベスト！

優遇税制の適用条件とは？

優遇税制措置の適用を受けるための条件は、大きく分けて以下の3つです。

①経営強化計画を取得していること
 まずは経営強化計画の書類の記入、経済産業省への申請が必要となります。（用紙は2枚だけなのですぐに記入することができます）書類の記入・申請に当たっては、商工会や信金・信組、銀行様のサポートを受けることができます。

②基準額以上の設備投資であること
 具体的には以下の金額を超える設備用であることが条件です。
 機械・装置：160万円以上
 測定工具及び検査工具：30万円以上
 器具・備品：30万円以上
 建物附属設備：60万円以上
 ソフトウェア：70万円以上

③認定を受けた機器であること
 工業会の認定済の機器でないと、せっかく申請書類を提出しても通りません。分からない場合は省エネ事業者を確認するのがよいでしょう。

対象となるのはどのような機器？

照明（LED）や空調設備といったオーソドックスな物からエアコン、キュービクル、分電盤など、様々な機器が対象となっています。ちなみに、全量売電の太陽光は対象となりませんので、ご注意ください！（ただし、発電した電気の一部を「指定事業」に使用している場合は対象となります）
 優遇税制が適用可能な期間は限られています。少しでもお考えの方はぜひ、小林へ一度お問い合わせください！

中小企業等経営強化法に基づく
**税制措置・金融支援
 活用の手引き**
 （平成29年度税制改正対応版）

目次

- はじめに
 - 中小企業等経営強化法に基づく支援措置・・・P.1
- 税制措置
 - ① 固定資産税の特例
 - (1) 制度の概要・・・P.2
 - (2) 適用手続き・・・P.4
 - ② 中小企業経営強化税制
 - (1) 制度の概要・・・P.7
 - (2) 適用手続き・・・P.8
 - A類型：生産性向上設備・・・P.8
 - B類型：収益強化設備・・・P.10
- 金融支援
 - (1) 各種金融支援の概要・・・P.13
 - (2) 適用手続き・・・P.15
- ホームページ・問い合わせ先・・・P.15

1. はじめに
 中小企業等経営強化法に基づく支援措置
 経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）を受けることができます。

2. 税制措置
 中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

1. 固定資産税の特例
 2. 法人税について、削減額または取得価額の10%以内の税額控除が選択適用されます。（中小企業経営強化税制）

3. 中小企業経営強化税制
 4. 金融支援

補助金・優遇税制は小林にお任せ！！

補助金・優遇税制を活用しながら電気代の削減が可能！

平成29年度税制改正大綱が発表され、平成29年4月1日から平成31年3月31日までは、投資促進系の優遇税制として「中小企業経営強化税制」が創設されることが決定しました。

こちらの税制優遇措置では、①即時償却か②税額控除（7%か10%）を受けることができます。

また、対象設備も建物附属設備、工具、器具備品、機械装置、ソフトウェアと多岐にわたっています。

ただし、適用するためには条件を満たす必要がありますので、ご興味のある方は是非一度、当社までご相談ください！



▼ このままFAXでお送りください FAX:024-565-3343 ▼

ご希望される内容にチェックをお付けください
 省エネの無料診断を申し込む
 設備導入の見積りが欲しい
 [空調・照明・太陽光発電・その他 ()]

お名前
 貴社名
 ご住所
 お電話番号

お電話の方は、TEL:0120-65-3341 まで